

大蔵委員會議録 第五号

昭和二十七年十一月二十七日(木曜日)
午前十時四十一分開議

出席委員

委員長 奥村又十郎君
理事 淺香 忠雄君 理事 川野 芳滿君
理事 内藤 友明君 理事 松尾トシ子君
理事 佐藤 觀次郎君

上座

司君 大村 清一君
佐治 誠吉君 中田 政美君
西村 直己君 宮崎 靖君
三和 精一君 加藤 高藏君
笹山茂太郎君 中崎 敏君
吉田 正君 小川 豊明君
久保田鶴松君 坊 秀男君

出席政府委員

大蔵事務官 平田敏一郎君
(主税局長)

委員外の出席者

大蔵事務官(主税局長) 泉 美之松君
局税制第一課長 専門員 椎木 文也君
専門員 黒田 久太君

十一月二十七日

委員西川員一君辭任につき、その補
欠として西村茂生君が議長の名で
委員に選任された。

本日の會議に付した事件

昭和二十八年分所得税の臨時特例等
に關する法律案(内閣提出第四号)

○農村委員長 これより會議を開きま
す。

昭和二十八年分所得税の臨時特例等
に關する法律案を議題として質疑を続
行いたします。吉田正君。

○吉田(正)委員 きのうの租税の收入
についての御説明について、質疑をい
たしたいと思つてあります。が、自
然増収につきまして、間接税と一般勤
労者の自然増収、これはよくわかる。
ところが中小企業者と農民の自然増収
の問題なんですけれども、これはい
ゆる水増しとか何とかいろいろ問題
にされているのですが、中小企業の立
場からいいますと、青色申告をし
ることもなく、できまじやう、こ
に農業者の立場からいいますと、一箇
村でもつて、青色申告なんかしている
ところは一軒か二軒しかないのです。
そういうような現状におきまして、大
体それを自然増収と見ていいかどうか
という問題なんです、その点につき
まして御意見を承りたいと思つて
います。

○平田政府委員 中小企業者と農民の
方々に納めていただいておりますのは
申告所得税でございます。申告所得税
は、反対に二百三十億の赤字を見ざる
を得ない。自然増収と申しますか、当
初予算よりも見積りをそれだけ引下
げております。その点御了承願いたい
と思つてます。

○吉田(正)委員 青色申告に關する問
題なんですけれども、今申し上げたよ
うに、一箇村で農家におきましては一
軒か二軒しかないということ、これに
対しましては控除をするということに
なっておりますが、事実上控除をして
いないのと同じなものであります。こ
の点につきまして、どのように青色申告
を取扱つて行くか、それにつきまして

御説明願いたい。

○平田政府委員 青色申告の制度は、
昭和二十五年の改正で新しく設けた
次第でございます。私どもはやはり
所得税 法人税をしっかりとした土台の
上に立ちまして適正なものにするため
には、どうしても納税者が帳面をつけ
ておられまして、その記録に基づきま
してしっかりと所得の計算ができる。
これはやはり所得税、法人税の土台で
あるべきだ、それなくしてはな
しつかりした適正な課税はできない、
こういう考え方のもとに青色申告の制
度を設けたわけでございます。そうい
たしまして青色申告をした方々には、
その他の納税者の方々に比較いたしま
していろいろな優遇を講じておりま
す。たとえば損になつた場合の繰りも
どし控除、それから三箇年間の繰越し
等につきまして、一般の納税者の方
方と比べましていろいろな違つた行き
方をやることを認めておる。それから
また今年度からでございますが、家族
専従者、すなわち家族の従業員であつ
て、世帯主のために一緒に仕事してい
る人、こういう人々は別に月給をは
きり払つていわけではなかつたわけ
ですが、今度は五万円、つまり基礎控除
額を限度といたしまして、払つた場合
におきましてはそれは経費として控除
する、但しそういうことにつきまして
記帳をしつかりつけておかなければな
らないと思つていますが、そういうふう
に他の納税者に比較いたしまして、い

ろな優遇と申しますか、措置を講じ
ておる次第でございます。そういうこ
とをやりますと、将来できるだけこの
制度を伸ばす方向に持つて行きたい。
ただ実際問題といたしまして、従業員
等の少い場合におきましては、なかな
かこれは困難がございますので、そう
めんどうなことを要求するものどうか
と思つてございまして、帳面の記載
事項等につきましても、できるだけ必
要最小限度にとどめまして普及をは
かりたい。しかしこれが一年や二年で理
想状態に達し得ないことは、おそらく
御承知のことと存じますが、相当長い
目で見まして、徐々に育てて行きた
まして目的を達成するようにして行きた
い。これは現在でも、最初に起しまし
たときの考え方を少しもかえておりま
せん。将来とも育成をはかつて行きた
いと考へておる次第であります。

○吉田(正)委員 この青色申告の趣旨
はわかるのでありますけれども、實際
はわかるのでありますけれども、實際
問題として、一箇村に二軒しかない
という農村におきましては、それを奨励
するといつても、一箇村で千人も
二千人もいるところで二軒くらいしか
ないという現状におきまして、少し現
実に合わないのじやないかと思つた。
だから記載をもつと簡略にするという方
法につきまして、具体的にどういふ点
を簡略にするかという点と、できれば
こういうことになし、もつと簡略な、
青色申告の趣旨に合うような何か方法
がないかどうかという点、そういう点
はございせんか。五万円控除という

話であつて、實際やつていない、農家
は投げかけている。奨励するというなら
ば、もう少し現状に近い奨励の方法を
しませんと、奨励したところが二軒し
かないといふことで、それを徐々に進
めて行くといふ考え方は實際に合わ
ないじやないか、その点につきまして
御意見を承りたい。

○平田政府委員 農家の場合におきま
しては、ことに青色申告制度の普及発
達をはかる上におきまして、非常に困
難があるといふことは御指摘の通りだ
と思つてます。従いまして帳面の記載
の仕方としまして、たとえば複式簿記
のようなむずかしいやり方は全然要求
しない。ごく單式の昔からの収入と支
出、家計費の關係、そういう關係の記
録をはつきりつけていただきますと
ば、大体におきまして条件に適合し得
るような方向に——現在もほとんどそ
れに近いのであります。なお必要が
あれば、そういう方向に持つて行くの
はさしつかえないと考へております。

五万円控除の問題は、ことしから認め
たのでございまして、従いまして今ま
で青色申告者が比較的少なかつた、こ
の制度をつくりましてから、おそらく
農村方面でも来年からは相当ふえて
来るのではないかと、それを私どもで
だけふやす方向で指導をして行きた
い。といつても、一挙に今の農家
の現状からいまして、相当多くの部
分ができるかといふことになりま
す。これは私はそこまで望むのは無理
であらう。やはり徐々にふやして行

まして適正化をはかるようにいたしたい、かように存じておる次第でございます。

○吉田(正)委員 それではくどいようにすけれども、具体的に少しうんと簡略にする方法、たとえば収入において、卵を幾つ産んで、飼料を幾つ買ったという問題、そういうようなことまで書かせる、これは全然できないのです。だから青色申告の趣旨がそういう趣旨であるならば、農家に全部やらせるのにやりやすいようにしない、農家経済の現状において不適当のことを、いくら理想論を振りまわしても意味をなさないのでないか。それにつきまして、もつと簡略にできる方法はないかどうかということ、そういう点につきまして、さらに希望として申し上げておくわけなのですが、他日この問題につきましては、青色申告に関連しまして五万円の基礎控除の問題につきまして、五万円基礎控除というものが単に奨励の意味でもつてやるのか、ほんとうに農業者の勤労控除の線において考えたものであるかということについても、私は疑問を持つてゐるのです。そういう点につきまして、もつとつと込んだことにつきまして他日御説明をお願いしたいと思います、きょうは大体その問題につきまして、もつと簡略にお願したいということの希望を申し上げた次第であります。

それから今度の補正予算の税制改正の要綱の二万円以下の金額を納めてゐるところの人口といいますが、人数、それはどのくらいあるかということ、それから所得税を納めない階級の人たちが何人あるかということをお尋ねしたいのであります。

○平田政府委員 今の二万円以下の人と、それから所得税の納税者が幾らあるか、この資料は別途資料にしまして御提出いたします。

○吉田(正)委員 それではそれをこの次までひとつ出していただきます。

○佐藤(觀)委員 主税局長に御質問いたしますが、昨日も大泉議員からも質問がありましたが、実は今度税率の問題につきまして、二万円以下の金額に百分の十五ということになっておつて、七万円以上のものについては前の通りになっておりますが、実際は二十万円、三十万円ぐらいのところを今の税法では相当痛い。それで今度下の方だけは楽になりましたが、中以下のところは今まで通りではやれないのじやないか、この基準について、どういふわけであらうかという方を全然下げられなかつたかという意味を御説明願いたい。

○平田政府委員 課税所二万円、それから十万円、二十万円といったふうな数字はいずれも控除をしたあとでございます。それは御承知かと思ひます。従いまして二万円と申しまして、実際の納税者の所得は独身であれば七、八万円、家族持ちでございまして十、三万円ぐらい、あるいは十四、五万円ぐらいの所得者の適用を受ける税率でございます。それから二十万円以内になりますと、三十四、五万円以内の人の適用を受ける税率になる、こういうことになるわけでございます。それから、この辺につきましてもつと緩和したかどうかという議論は、確かに一つの議論であらうかと思ふ次第でございますけれども、この返を大幅に軽減いたしますと、それこそ所得税の収入が大幅に減る。それから今の負担とい

まして、なるほど税率はちよつと高いのでございしますが、いろいろ控除をいたした結果の所得金額に対する税がどれくらいになるかという表を、ごらん願ひますと、総合して計算しますと、表面の税率が示すほど実は負担が高くない。先般お配りしました税制改正の要綱という表につきまして、もう一度重ねて御説明申し上げますが、これをごらん願ひますと、たとえば月収三万円、年収三十六万円、この辺が、課税所得から申しますと二十万円ぐらいのところになるのですが、控除後の所得金額から申しますと、つまり税率の適用階級区分の所得金額に對應するものは、人によつて違ひますけれども、主として二十万前後になるものであります。二十万前後と申しますと税率はなるほど高いのでありますが、税の負担はここに書いてありますように、月収三万円、年収三十六万円、つまり四人所帯の月収三万円の勤労所得でございまして、現在の収入金額に對しましては、控除税率を適用しました結果が一・五・八三%の税金の負担になる。それが今度の改正案によりまして一・〇八%、約一割一分くらい所得税がかかるということになるわけでございます。今度の財政事情その他から行きますと、まづやむを得ないのじやないか。もちろんこの辺が軽くなることは私も希望するわけでございますけれども、やはりまづ低額所得者の減税が先じやないかという考え方で、このようにいたしておる次第でございます。なおそう申しまして、ことに勤労者につきましては、大分今まで無理がございしますので、勤労控除は今まで二十万円まで

で打ちとめておりましたのを、三十万円まで引上げまして、三万円を四万五千円のところから改めました。この辺は勤労者の中から中よりちよつと下ぐらゐのところの所得階級にとつては、従来に比較しまして相当な負担の緩和になります。こういうこともあわせ考慮していただきますことをお願いいたしたいと思ひます。こういうふうな全体を見ますと、それほど高率でもないといふことを御考慮願ひたいと思ふ次第でございます。

○佐藤(觀)委員 大体それで承しました。昨日も議論になつておりましたように、今度富裕税がなくなる。これはいつも資本蓄積という名においてこういうものがいわれるのであります。が、シャープ勧告のときには、富裕税があるから最高百分の五十五でよいといふことで、百万円から二百万円以上収入の方は非常に高率になつたのであります。われわれの立場からすれば、実際の高額所得者はもつと大きな税金を——シャープ勧告の前には百分の八十五とつたこともありますので、われわれは社会政策的にも、高額所得者の税率が比較的安いといふことは、社会生活上非常に好ましいといふ見地に立つものであります。しかしそれは、税法上の改正の場合にどうして富裕税を廃止して外部的にも——昨日も主税局長から説明がありました、高額所得者からは相当莫大な税金をとつておると言われる。しかるに日本では、富裕税をなくしても百分の六十が百分の六十五くらいにとどめるといふ。それは何か主税局では、たくさんないから少くともよいという趣旨か、どういふ意味でそういう趣旨のものをお考へにな

るかといふことを御説明願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 昨日も申し上げましたように、富裕税を廃止する場合におきましては、所得税の最高税率を百分の六十五くらいにする、但し日本では、そのほかに市町村民税というものが別にございまして、標準税率で一分八分、最高二割までを課税額にして、六割五分に二割を加えまして一割三分追加されて、実は七割八分程度の税率になるのであります。市町村民税を加えました最高の税率は——事業者の場合であります、そのほかに事業税があるわけでありまして、この事業税は、所得の計算上経費で差引きますから、単純にプラスするわけに行かないのであります。と、とにかく市町村の所得税であります市町村民税を加えて、七八%程度になるわけでございます。まあそこまで行きますれば、どうも大分貧乏になりましたわが國といつたしましては、ほゞ最高税率として妥当なところではあるまいか。昨日も申し上げましたように、先進諸國はいづれも九〇%以上でございしますが、それはどでもないところは、どつちかと申しますと七〇%前後くらいのところが多い。そういう点を比較いたしました。もう、まづ日本としましてはその辺が適当ではないかというふうな考えです。しかしなおこの問題は、税の理論から行きましたならばむづかしい問題でございます。よく検討いたしました上でこの次の国会に提案いたしたいと思ひます。

○佐藤(觀)委員 今度の特例の方法は、二十八年度のこの次の予算のとき

にもやはりこのまま新しい税法でずつとやつて行かれるかどうか、ちよつと御質問したいと思ひます。

○平田政府委員 所得税に關する限りにおきましては、基礎控除、扶養控除、勤勞控除、これは大体この案で来年度平年度化する考えでございます。税率につきましては、今申し上げましたように最高税率につきましては、富裕税の廃止と関連しまして上の方を改訂いたしたい。もちろん来年度にさらに財源に余裕がありますれば、先ほど佐藤さんもお話になりましたような、もう少し少し中とのところまで下げたいというのが私の眼目でございます。今、今の情勢から行きますと、そう申し上げるのはなかなか無理ではあるまいかという見通しを立てておるわけでございまして、大体大筋はこのラインで参つたらどうであらうか。そうしますと、先ほど申し上げましたように、約八百億円の所得税の減税になる、こういう次第でございます。

○奥村委員 松尾トシ子君。

○松尾委員 簡単に一点だけお尋ねいたします。議案が開かれるごとに減税をされることは、国民の非常に喜んでゐることだろうと思つておるわけでも、減税といつても単なる減税ではなく、私はその意義は、担税力の最も弱いところに減税をすることがほんとうの意味ではないかと思つておる。特に今日給与ベースも二〇%くらい上るの、このごろ問題になつてゐる米価の消費価格、あるいはその他運賃、光熱費の引上げということがあつても、今回の減税によつて、これは働ける者の収入のふえることになるというふうに政府は御説明をされてゐるように思

いますけれども、私はこの点疑義を抱いてゐるのです。それと同時に、今回の補正の面を見ますと、この財源に充ててゐるものが、まことに遺憾なのはほとんどが、所得税の中の源泉課税によつてされてゐるというものであります。私は先ほど申し上げたような事情からすれば、自然増収が源泉課税からたくさん上つて来るのを見れば、もつとこれらの階層に該当するものたちに向つて、課税の免除を行つて、いんじやないか。これがわが党としては、月二万円あるいは年取二十四万円くらいまでは、無税にしたいということをして主張してゐる理由なのであります。試みに二万円の生活をしてゐる人をながめてみると、公務員だつたら大体係長、あるいは課長級じやないかと思ひます。しかもその人は、一年を通じての衣食住を最低に見積つても、二万円でもその課長あるいは係長の生活をするならば、決して十分じやないと思ひます。こういう点から思つても、月三万円、年取二十四万円くらいまでを控除あるいはその他の方法によつて免税の措置をとることがいいと思つてゐます。今回の自然増収も、源泉課税から大いにこれが上つて来ているという事実に徴しても、そういう方法で行くのがいいんじゃないか。先ほどの御説明によりますと、来年度二十八年度もこの率によつてやつて行くんだという御説明ではございませうけれども、大体計算すると、年額十二万五千円くらいの人でしたらば課税対象にならないかも知れぬけれども、二十四万となると相当の税金をとられるということになる。そういうことは、実収入が減税によつてふえたということにならぬ

と思つたので、この点ひとつどういう御意見をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○平田政府委員 まず、ことしになりましてから勤勞の税収入がふえた理由、これは先般も申し上げましたが、重ねて統計の数字を念のためちよつと申し上げておきます。オリジナルな数字は、いずれもお手元に配りました参考資料の一番後にくつてあります。が、それをもう少し計算いたしました。二十六年度、昨年一年の平均の数字を一〇〇としたしまして、経済指数がどのように動いてゐるか調べたのであります。が、それによりますと、本年九月の定期的給与、すなわち毎月労働省で調べておられます毎勤統計の給与の額は一二二で二割二分ふえてゐる。これに對しまして例の消費者物価指数は、これは生計費に重大な關係があるので、昨年一箇年を一〇〇としたしますと、一〇五・七で、五・七%だけ騰貴してあります。従ひまして実賃金は、ことしになりましてから非常によくなつております。生産の方もいろいろ分析してみますと、全体の鉱工業の生産は昨年を一〇〇としたしますと、ことしの九月は一〇九・二で、九・二%しかふえていない。さらにその中をいろいろ分析してみますと、消費財、すなわち生活資料の方は、一二三といふふうに二割三分ほどふえてゐる。安本で調べてゐる基礎物資と投資財は、それほどふえていないで、投資財の方は一〇三・三、基礎物資の方は一一四・四でありますので、主として消費財の生産がふえてゐる。給与が上りまして、物価がそれほど上らないで、消費財の生産がふえてゐる。これがことしになりましてからの顯著な傾向であり

ます。昨年はそれと少し状況が違ひまして、まづ先にふえたのが、鉱工業生産では基礎物資と投資財で、賃金と比較的の生産の増加に追いつかないで物価が上つて来た、こういう状態でございまして、ことしになつてからその修正運動が行われまして、今申し上げましたような数字になつてゐる。御売物価の方は昨年の平均を一〇〇としたしまして、九月は一〇一・七で一・七%だけの騰貴、それから東京の小売物価指数でございしますが、これ昨年は九月は九六・八でかえつて若干下つております。こういう経済指標の最近の動きになつておるのでございします。これは実は、税収入にも的確に反映しておるうちに私も思つてゐるものであります。ことしになりましてから、給与の増加に伴ひまして勤勞所得税が非常にふえて来た。それから消費財の生産増加——購買力、買氣だけは、少なくとも堅実な購買力の増加に伴ひまして、消費財の生産がふえておる。物価はそれほど上らないで、大体バランスがとれておる。こういうのが最近までの傾向ではないかと私も見ておるのであります。このような状態でございますので、勤勞者の世帯におきましても、今度は減税をやりますと、比較的減税の効果がびつたりと現われるのではないかと。従来から物価と減税との關係をたびたび御議論申し上げたことがございしますが、ことしこそは条件がよく備わつておりましたので、減税の効果がよく発揮できるのではないかと思つておるものであります。そういうことを前提としてひとつ申し上げておきたいと思ひます。

それにしても、もつと免税点を上げたかどうか。これは私も、上げたかどうかという御意見に對しまして、上げない方がいいという考えは全然持っておりません。できれば上げた方がいいとは思つておるのであります。ただ今回の改正によりまして、先般もちよつと申し上げましたように、実は相当の引上げになつてゐる。奥さんと子供三人の所帯、すなわち本人を入れて五人の所帯で、年取十八万三千五百九十九円、つまり月取一万五千円のところまでは、税がかからなくなつて来るのであります。同様に月取二万円の人でございしますと、一万五千円を引いた残りだけに税がかかるわけでありまして、従ひまして、私も率直に申し上げます。従ひまして、私も率直に申し上げます。一途の情勢でございしますが、こういうときに所得税をこまめに勉強したといふことは、少し買つていただいたといふんじやないかと考えておるのでございします。これは、實際所得税としましては、できる限りほかの方はしんぼう方で私どもも引下げたい、こういう考えで私どももおりますことを、特に申し上げておきたいと思ひます。これは決して宙な説明ではなくて、数字に基く説明でありますことを申し上げておきたいと思つた次第であります。

○松尾委員 数字を元にして御説明されますと、これに對して反駁の方法はないのであります。現実の生活と照してみますと、源泉課税というものは月給袋から引かれてしまひまして、事実生活する場合にしかたがないからやつてゐる——しかたがないでゐる人はいいのですけれども、姉やあるいは親から毎月支給されて、不足分を補

損しているという人もたくさん聞くのです。どうしたわけか局長の接する人と違ひまして、私の接する範圍の人は、違つた生活で違つた空気を吸つてゐるらしく、どうしても足りないという人が多いのです。こういう面も非常にありまして、代表者として、絶えず税金は国会がやるのだからと言つていじめられるこの苦しみも、ひとつ御承知願ひたいと思ひます。

それからもう一つお聞きしたいのは、中小企業者、特に小売をやつてゐる人とか、ごく小さい企業をやつてゐる人なんですか、この人たちは、極端に申しますと、みそ、しょうゆから米にまで税金がかかるというので恐怖している。局長もおつしやつたように、申告課税の徴収が悪いというの、こういうところにある。いいかえると、これが非常に過重だとも言える。

前に、自分のところの企業に専従してゐる者には一人当り五万円の控除をするという改正を行つたことを覚えてゐるのですけれども、さてそれが徴収された場合には、月給と同じように取扱われて、源泉課税をかけられておるといふ状態なんですか。してみますと、同じ同族の者たちが寄り合ひまして朝から晩まで働いておるものになりますと、もうけは一本で家計をまかなつてゐるにもかかわらず、別途の給料として扱われたのではあまり芳ばしくないし、非常に感情的にも負けてもらつたとか、特定の恩典があるとかいふような考えは毛頭受けないと思ひのであります。

それからもう一つは、中小企業にいたしましても、これは厳密な青色申告をやつたものだけだといふに規定

されてゐると思ひのですけれども、そうでなく、一般の源泉課税で、勤め人と同じようにみなして、みんなこれを適用されるようには行かぬものでしょうか。農村の場合でも、青色申告をやつたものだけが五万円の控除というやうなことを考へてゐるのですけれども、現実には青色申告はむずかし過ぎ、ひまもないし、また小さな企業は、税金でこたへられてゐると、企業の方の回轉を阻止するといふやうになつて、売上げにも影響が大きいので、それから、やはり青色申告でなくして毎月順調な報告をしてゐる以上は、青色申告と同じやうな条件に基いて恩典にあずかるやうにしてもらひたい、こういう意見なんです、この点はいかがですか。

○平田政府委員 今青色申告者につきまして、給与五万円を限度にして経費を控除することを認めておりますことは、御指摘の通りでございますが、これは基礎控除より低い額でございますので、税金がかかることはございせん。免脱点以下になるわけでございます。合算課税もいたしておりませんので、分離課税でございますから、給与を受けるということにいたしましたとしても、税はかからない。主人の所得からそれだけ経費として引かれる、こういうことに相なる次第でございます。

それから青色申告でなければ認められないんじゃないか、これは先ほどからもお尋ねがございましたわけでございます、できるだけ青色申告制度を簡略化したしまして普及をはかることによりまして、一挙にはできないと思ひますが、徐々にできる限り早急に拡大して行くやうな方向に持つて行きた

い、こういう考へでございます。それからちよつと先ほどの御説明に補足して申し上げておきますが、今回の勤勞所得税の改正で、来年の三月におきまして、現行法の場合の納税者を約八百九十二万一千人と見ておるのでございますが、改正後におきましては、それが七百十四万人に減りまして、百七十八万一千人程度がこの改正によりまして免税になる。現在の勤勞所得者の納税者の約二割程度が、今度の改正によりまして所得税の納税者から失格する、免税になる、こういうことになつております。この資料は予算の説明の中に詳しく書いてございすが、先般それを指摘することを申し遅れましたので、この機会に追加して補足いたしておきたいと思ひ次第でございます。

○松尾委員 話が違ふことになつてなつてすけれども、私は税金は民主安定の一助としてやつて行くべきものであると思ひ、これからお尋ねをすることはばかに小さいことではございせん、ひとつ御意見を伺ひたいと思ひます。

実は中小企業とか、あるいはかなり大きな民間の会社に至りまして、今年の産業政策が悪かつたために非常に赤字がたくさん出ておる。けれども雇われてゐる人たちは、やはり時並の正月を迎えたいといふので、会社は赤字にもかかわらず、借入金を立ててまでも、一応ボーナスとかあるいは越年賃金の形で出すといふやうにならざるを得ない。その場合に、ふだんは月給あ

に、年末の金は使用価値がございすのに、二、三千円ないし四、五千円の越年賃金をもらつた者に対し税金を課せられたのでは、少い金もち代にもならない、子供のけたにもならないといふやうなもので、今年に限つて、特例をもつて年内に支給されたそれらの者に対しては、その支給された金額を全部使用できるやうなかつこうにするという意見が相当多いのです。官公庁にはこれに該当する者はないと思ひますけれども、民間の工場あるいは商店には、この特例がしかればたいへん喜ばれるのではないかと思ひ、すけれども、いかがですか。

○平田政府委員 今回の改正によりまして、実はことしの一月からさかのぼつた分を年末調整の際に一べんに引いてしまふ、こういうことになつておるのでございますが、中以上の所得者になりますと、その恩恵は比較的少いのでございますが、中以下の、ことに低額所得者になりますと、これによりまして私は相當な減税になると思ひます。役所の方も、ほんとうに下の方の人の場合におきましては、かえつて赤字になりますので、返さなきやならぬといふのが若干出て来るのではないかと見ておりますが、低額所得者の人は、社会保険料の控除を一月にさかのぼることによりまして、相當もち代が出ましても、それに対する税金は非常に少くなる、あるいは場合にによりまして返さなきやならない人が出て来るかもしれない、こういうことに大體なものと見ておるのでございますが、その点もあ

わせ御考慮願ひますことを、お願ひ申

し上げておきたいのでございます。○奥村委員長 ほかに御質疑はございせんか。ほかに御質疑もないやうでございますから、本日はこれをもつて散会いたします。次回は公報をもつてお知らせ申し上げます。

午前十一時二十分散会

昭和二十七年十二月二日印刷

昭和二十七年十二月三日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局